

「よくあるお問合せ」（12月23日現在）

① 申請は必要ですか。

- ・ 15歳以上（高校生等）のみの世帯や、公務員の方は申請が必要となります。
- ・ 該当と思われる方には申請書等を12月27日に送付しますので、所得等の限度額等を確認し、該当する方は郵送にて申請書を提出してください。

① いくらもらえますか

- ・ 青梅市は18歳以下（高校卒業まで・就労可だが養育されている独身の方のみ）の子ども1人につき10万円を一括給付します。クーポンの支給はありません。

② いつもらえますか

- ・ 申請をいただいてからなるべく早く支給する予定です。
申請してから10日～20日くらいで振込みを予定しています。

③ 16歳の子どもと10歳の子がいるがもらえるか。

- ・ 下の子の児童手当の台帳に登録されていれば申請は不要ですが、27日の振込みに入らなければ申請をいただく必要があります。

④ 17歳の子ども（のみ）がいるがもらえるか。

- ・ 申請が必要です。
- ・ 年末に申請書等を送付しますので、届きましたら申請書を記入して提出（郵送可）してください。

⑤ 公務員だけもらえるか

- ・ 申請が必要です。
- ・ 年末に申請書等を送付しますので、届きましたら申請書を記入して提出（郵送可）してください。

⑥ 令和3年の1月1日は青梅市に住民票が無かったが、課税証明を添付しないといけないか。

・申請書を作成後にマイナンバー連携で税の確認をすることができるようになりました。令和3年9月30日時点の住民票所在地の記入欄の下に令和3年1月1日の住所を書いていただければ、市が確認します。